

教職員の長時間労働解消をめざす緊急アピール

今、長時間労働やそれを原因とする過労死・自殺など、健康被害が拡大し社会問題化しています。政府は「働き方改革」を掲げていますが、トラック・運輸業、公務職場はその対象から除外され、とりわけ公立学校の教職員の長時間労働は過酷な状況となっています。

教職員については、昨年連合総研が実施した勤務実態調査において、月換算で80時間以上の超過勤務となる、いわゆる「過労死レベル」に達している教員が、小学校 72.9%、中学校 86.9%、文科省調査においても同様に小学校 33.5%、中学校 57.6%となり、超過勤務が多いとされる医師(40.0%)、建設業(13.7%)などと比しても、突出した深刻な事態に置かれていることは明らかです。今や超過勤務なしに学校現場が成り立たないことから、教職員は常に過労死と隣り合わせにあると言っても過言ではありません。

これでは、教職員が未来を担う子どもたちにゆとりをもって向き合い、寄り添う教育を行うことは困難です。

その最大の要因は、教職員が到底勤務時間内で終わることができない膨大な業務を抱えていることにあります。そもそも教員一人あたりの持ち授業時間数が多いことに加え、授業やその準備以外にも、会議・打ち合わせ、各種計画書・報告書の作成、生活指導、学級業務、行事の準備、保護者や地域との対応など様々な業務があり、加えて中学校では部活動指導に多くの時間を要するなど、勤務時間を超えてやらざるを得ない状況になっています。日本の学校においては、時の政府や財界が求める「人材づくり」を目的に、新たな課題や業務が押しつけられ、学校が果たすべき役割が異常なまでに肥大化しています。

これにより教員は、本来十分な時間をかけて行うべき教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になってきており、教員の持ち授業時間数を減らすための教職員定数の改善が急務となっています。

また、教員には時間外勤務手当・割増賃金を一切支払われないことを定めた「給特法・条例」があることで、勤務時間も把握されずに膨大な時間外勤務が放置されており、労働者を保護する労基法の趣旨が蔑ろにされています。また、「給特法・条例」は、「原則時間外勤務を命じない」「命ずる場合は学校行事や職員会議などの4業務で、臨時又は緊急にやむを得ない場合に限る」と規定しているものの、教員はそれ以外の日常の膨大な業務に忙殺されており、法の趣旨は忘れ去られ、教職員の日々の熱意や努力に頼っているのが現状です。

教職員がゆとりをもっていきいきと笑顔で働き、子どもたちに接することができるよう、私たちは、国と道に対し3つの抜本的な対策を提言します。第一に教職員の定数を増やすこと、第二に部活動は早急に社会教育へ移行させるなど教員が授業とその準備を中心とした子どもたちへの教育へ集中できるよう業務を削減すること、第三に「給特法」を見直し長時間労働をさせない法整備を行うこと、を強く求めます。

私たちは、教職員の過労死・自殺を根絶し、子どもたちにゆたかな教育を保障するため、国・道に対して教職員の長時間労働を早急に解消するよう強く訴えていくことを確認し、本シンポジウムのアピールとします。

2017年8月25日

「子どもと学校にゆとりを STOP! 教職員の長時間労働!! 緊急シンポジウム」